

鹿児島港本港区景観ガイドライン策定経緯等について

【景観ガイドラインのこれまでの経緯】

- ・ 同エリアについては、「本港区エリアの利活用に係る検討委員会」で検討がなされ、同委員会において、景観を形成する建物を含めた同エリア全体のデザインコントロールが必要であるなどの御意見があった。
- ・ 県としても、良好な景観形成を図るうえで、同エリア一帯の景観デザインについて、基本的な方向性を示す必要があると考え、景観等の所管行政関係者や、建築・デザインの有識者で構成する「景観・デザイン調整会議」を設置し、R5年12月28日にガイドラインを策定した。

【ガイドライン策定までの検討状況】

- ・ 景観デザインへの配慮を検討すべき項目（案）
令和5年7月 第1回調整会議【意見交換】
- ・ ガイドライン（たたき台）
令和5年8月 第2回調整会議【意見交換】
" 9月 第5回利活用に係る検討委員会【報告】
- ・ ガイドライン（素案）
令和5年9月 第3回県議会【報告】
" 10月 第3回調整会議【意見交換】
" 10月 パブリックコメントの実施（実施期間：10/6～11/6）
" 11月 第6回利活用に係る検討委員会【報告】
- ・ ガイドライン（案）
令和5年11月 第4回調整会議【意見交換】
" 12月 第4回県議会【報告】
" 12月 第7回利活用に係る検討委員会【報告】

【策定後の取組状況】

- R6年3月 本港区エリアコンセプトプランの策定
- 6月 景観への配慮事項適合チェックリストの公表

鹿児島島港本港区 景観ガイドライン

たたずみの場・のぞみの場をつむぐ人、めぐりの路が織りなす風景

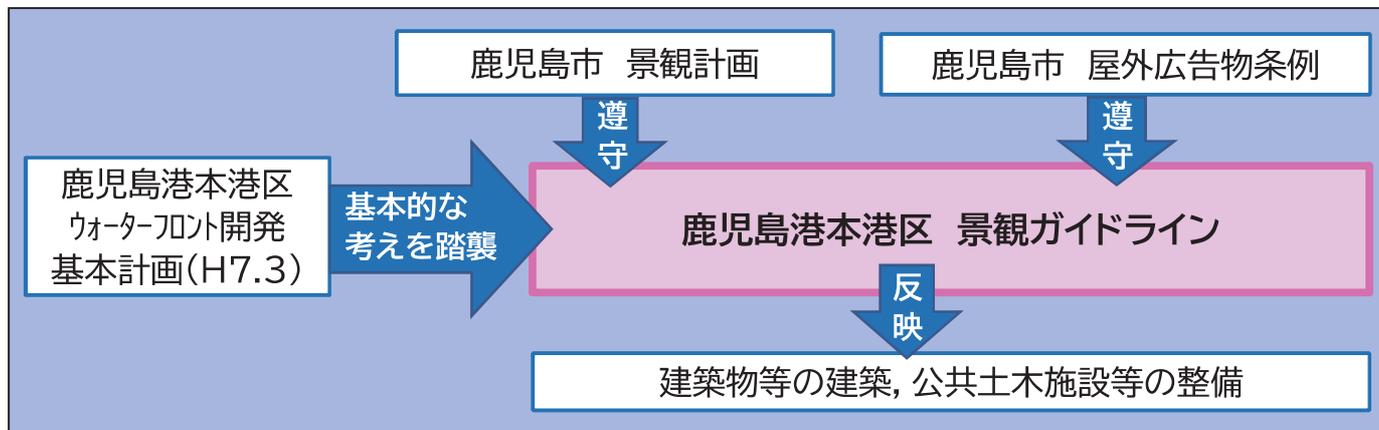


HPIはこちら

1 ガイドラインの位置づけ

鹿児島港本港区景観ガイドラインは、桜島の眺望やまちなみ景観など、鹿児島港本港区エリアにふさわしい景観・デザインについて、基本的な方向性を示すことにより、本港区エリアにおける建築物(工作物等を含む。)の建築及び公共土木施設等の整備に反映し、同エリアの良好な景観形成と魅力向上を図るものです。

なお、ガイドラインについては、鹿児島市の景観計画や屋外広告物条例を遵守することとします。



2 鹿児島港本港区エリアのまちづくりの考え方

鹿児島港の歴史は、1341年頃、島津家5代貞久が東福寺城(現在の多賀山公園)を6代氏久の居城としたときに始まると言われています。その後、江戸時代に琉球貿易が盛んになるにつれ、海運上の必要から、現在の本港区に波止場(1841年頃)や、新波止(1844年頃)、荷役護岸等を建設し、港としての利用が始まったと言われています。

古くからの歴史がある本港区エリアは、錦江湾や、雄大な桜島の良好な景観をはじめ、歴史的建造物である鹿児島旧港施設を有するとともに、背後には県都鹿児島市の市街地が隣接する、自然景観、歴史、文化に恵まれた地区です。

同エリアには、これまでに「桜島フェリーターミナル(平成10年)」、「ウォーターフロントパーク(平成14年)」、「ドルフィンポート(平成17年)」、「種子・屋久高速船旅客ターミナル(平成19年)」などが整備され、新たな交流人口と賑わいが創出されてきました。

現在は、桜島フェリー、奄美・喜界航路など多くが就航する、鹿児島島の海の玄関口として重要な役割を果たしています。また、多くの県外客も訪れる「いおワールドかごしま水族館(平成9年)」が立地するなど、多様な人々が行き交うエリアとなっています。

同エリアにおいては、平成31年に策定された『鹿児島港本港区エリアまちづくりグランドデザイン』をもとに、

- ① かごしまの多彩な魅力を発信する人・モノ・情報の交流拠点
- ② かごしまの魅力を体感できるエンターテインメント空間
- ③ 景観資源(錦江湾や桜島、歴史的建造物)を活かした魅力ある空間

の3つを要素として、同エリアの「年間365日 賑わう拠点の形成」を目指しています。

そこで、本ガイドラインを、グランドデザインを実現するための景観やデザインについての指針として活用し、同エリアの良好な景観形成と魅力向上に必要な取組を推進します。



3 ガイドラインの対象区域

下図のとおり、ランドデザインで定義する本港区エリアを対象とします。



4 配慮の方針

配慮の方針として、以下の3つのポイントに基づき本港区エリアの良好な景観形成を目指します。

- Point 1 錦江湾や桜島，歴史的建造物等の景観資源に配慮します
- Point 2 めぐり、たたずみ、のぞむことができる、歩行者目線での良好な景観形成を目指します
- Point 3 多様な来訪者が行き交い集う魅力的な空間形成を目指します



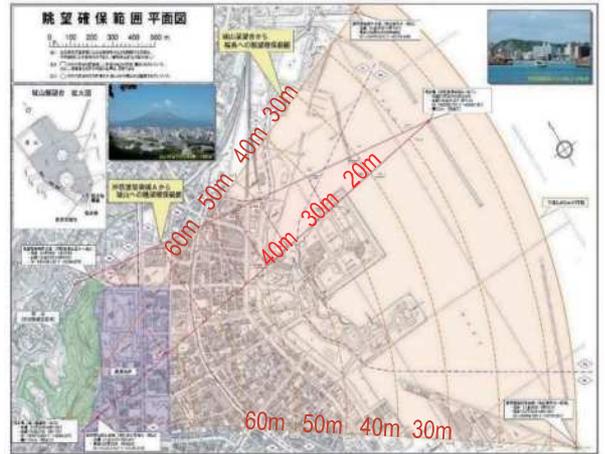
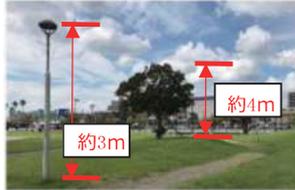
6 配慮する事項

(1) 建築物等の高さ

- ①建築物等の高さは、鹿児島市景観計画を遵守した高さとし、
- ②ウォーターフロントパーク内に設置する小規模な建築物等は、入出港する船舶からの眺めや、水際線のプロムナードに配慮し、周囲に圧迫感を与えない程度の高さ(東屋や樹木の高さである、3~4m程度)とし、開放感の創出に努めることとします。



ウォーターフロントパーク東屋や樹木の高さ



桜島・城山への眺望確保範囲 (鹿児島市景観計画に加筆)

(2) のぞみの場からの見通し確保

- ①「のぞみの場1」からの眺望に配慮する範囲・方向の建築物等については、港の活動の眺めを構成する既存の港湾施設と同程度の高さとし、
- ②「のぞみの場2・3」から桜島を含めた景観を確保するため、視線を遮らないように壁面位置をセッバックさせるとともに、周辺に圧迫感を与えないよう、建築物等の形態意匠を工夫します。また、開放的な構造を取り入れるなど、外部と内部空間の連続性を演出します。



外部と内部空間の連続性の例

(3) 回遊動線におけるオープンスペース、回遊性の確保

- ①水際線のプロムナードにおいては、界索性・賑わい性を演出するため、比較的狭あい曲線的なものを基本とし、「たたずみの場1~5」及び鹿児島旧港施設の歴史的建造物等をつなぐ回遊性を確保します。
- ②マイアミ通り、朝日通り、みなと大通りから、水際線のプロムナード等をつなぐ回遊動線の連続性に配慮します。「たたずみの場6~11」は、ウォークアブルな空間や居心地の良い滞留空間を創出するとともに、オープンスペースを確保します。なお、マイアミ通りからウォーターフロントパークに至るドルフィンポート跡地内の回遊動線は、著しく回遊性を損なうことのないように配慮します。
- ③水際線のプロムナード等の回遊性を確保するため、ウォーターフロントパーク内に計画する建築物等は配置・形状や空地の確保に配慮します。また、単調な回遊動線とならないようにランドスケープの工夫を行います。

(4) 水際空間

- ①水際線のプロムナードとして、「鹿児島港発祥の地」の歴史を伝える赤灯台、歴史的な石積み護岸、白灯台の保全・活用を図ります。
- ②居心地が良く快適な水際空間をつくるため、水際線のプロムナードに面する敷地の建築物等は、オープンスペース等を介し建築物内外が一体となった開放的な空間を確保します。



赤灯台



一丁台場

(5) まちなみ形成

- ①地区全体として、調和のとれた沿道景観を形成するために、沿道建築物の壁面後退や、オープンスペース・セミパブリック空間の充実などにより、賑わいを創出します。
- ②マイアミ通りからの回遊動線では、活気あるまちなみをつくるために、本港区エリア入口と、歩行空間の連続性を意識し、エリア内の建築物の低層部の機能や形態、外構の工夫を行うとともに、橋・デッキ等の活用により動線上の眺望に変化を与えます。
- ③建築物の壁面や屋上の緑化に努め、敷地内に緑地スペースを設けます。



セミパブリック空間の例



デッキの活用の例



屋上緑化の例



壁面緑化の例

6 配慮する事項

(6) 建築物等のファサード

- ①建築物等のファサード※1については、単調なデザインとならないよう分節化などによりメリハリのある壁面とし、さらに低層部のオープンスペース化により圧迫感の軽減に努めるなど、回遊動線からのまちなみ景観に配慮します。また、動線については単調とならない様、ランドスケープの工夫を行います。
- ②公衆トイレ等は周囲の景観と調和のとれたものとします。



分節化の例



低層階工夫で圧迫感の軽減例

※1 ファサード：建築物を正面から見たデザイン，外観。

(7) 色彩

色彩は統一性や周辺との調和に配慮し個性演出の工夫をします。

(8) 屋外広告物

- ①エリア内には屋外広告等を、原則として設置しないものとします。
- ②自家用広告物については、景観形成に留意し、色彩を抑え落ち着いた色使いとするなど、質の高いデザインとします。



質の高いデザインの例 1



質の高いデザインの例 2

(9) 屋根・屋上

城山の斜面緑地や、市街地側の建築物などからの見下ろし景観、海上からの眺望を意識して屋根や屋上をデザインするとともに、屋上の緑化に努めます。また、屋上などに設置される太陽光パネルは反射光に留意するように努めます。

(10) 駐車場・駐輪施設

駐車場・駐輪施設の設置にあたっては、樹木や花壇などによるバッファゾーンの設置等、ランドスケープを工夫することにより、歩いて楽しめる様な空間となるよう努めます。



ランドスケープの工夫例



1階部分を工夫した例

(11) 夜間景観の演出

- ①エリア内の夜間景観を演出するため、照明の工夫に努めるとともに夜間の賑わいの演出に配慮します。
- ②旧港施設の歴史的建造物等を活用し、落ち着いた魅力ある夜間景観となるよう演出を工夫します。また、派手なネオンサインは設置しないものとします。



通りの夜間景観の例



歴史的建造物の演出例

(12) 道路及び緑地・緑化

- ①利用者等の安全性と快適性を高め、周辺のまちなみの特性に配慮した良好な景観の形成を図ります。
- ②歩行空間には、周辺の景観や歩きやすさに配慮した素材を使用します。
- ③街路灯等は、歴史・文化性を採り入れ、周囲の景観に配慮したデザインとするよう努めます。
- ④標識類は、形状や色彩が周囲の景観を損なわないことを基本とします。
- ⑤緑地・ポケットパーク等のオープンスペースを設けることにより、快適性と開放感を確保します。

(13) イベント時の緩和

オープンスペースはまちの賑わいを創出するために、イベントを行う空間として積極的な活用を行います。

オープンスペースイベント活用例



(14) その他

- ①スロープの設置や立体動線の明確化、点字ブロックの設置や音による案内、案内板の多言語化、ピクトグラム化を行う等ユニバーサルデザインに配慮します。
- ②各所で多世代が楽しめる様な場の創出に努めます。

7 ガイドラインの実現に向けて

- ①本港区エリアに対する県民の皆様の関心や理解を深めるため、本ガイドラインの積極的な周知を図ります。
- ②同エリアで建築物等の建築及び公共土木施設等の整備を実施する際に、事業者等は港湾管理者との協議の場を設け、設計・施工段階における景観・デザインに関して本ガイドラインの反映状況等について、確認・調整を行うこととします。

景観への配慮事項適合チェックリスト(対象事業: _____)

項目		景観形成の配慮事項	事業者ご自身でご記入いただく欄	根拠資料	適・不適等
			チェック内容 (各欄ごとにいずれか一つの口が■とならなければ「適合」となりません)		
(1)	①	・鹿兒島市景観計画を遵守した高さとする。	<input type="checkbox"/> 事業箇所の市景観計画における建築物等の高さの限度(約〇〇m~〇〇m) (計画している建築物の階数: _____階、計画している工作物の高さ: _____m) <input type="checkbox"/> その他()	添付資料- <input type="checkbox"/>	
	高さ	・ウォーターフロントパーク内における小規模建築物等は、水際線のプロムナードに配慮し、周囲に圧迫感を与えない程度の高さ(東屋や樹木の高さ3~4m程度)とする。	<input type="checkbox"/> ウォーターフロントパーク内ではないため、当該配慮事項は対象外 <input type="checkbox"/> 建築物等の対象物:() , 計画している工作物の高さ: _____m	添付資料- <input type="checkbox"/>	
(2)	①	「のぞみの場1」 ・眺望に配慮する範囲・方向の建築物等については、港の活動の眺めを構成する既存の港湾施設と同程度の高さとする。	<input type="checkbox"/> のぞみの場1からの眺望に配慮する範囲・方向ではないため、当該配慮事項は対象外 <input type="checkbox"/> 既存の港湾施設の高さ: _____m、計画している工作物の高さ: _____m	添付資料- <input type="checkbox"/>	
	のぞみの場からの景通し	「のぞみの場2, 3」 ・視線を遮らないように壁面位置をセットバックさせるとともに、周辺に圧迫感を与えないよう、建築物等の形態意匠を工夫する。 また、開放的な構造を取り入れるなど、外部と内部空間の連続性を演出する。	<input type="checkbox"/> のぞみの場2, 3からの景観に配慮する範囲・方向ではないため、当該配慮事項は対象外 <input type="checkbox"/> 壁面位置のセットバック(セットバックの距離: 約〇m~〇m) <input type="checkbox"/> 形態意匠の工夫 (具体的に、〇〇を工夫している。) ※ () 内に具体例を記入すること。 <input type="checkbox"/> 外部と内部空間の連続性の演出 (具体的に、〇〇で演出している。) ※ () 内に具体例を記入すること。	添付資料- <input type="checkbox"/>	
(3)	①	・水際線のプロムナードにおいては、界隈性・賑わいを演出するため、比較的狭い曲線的なものを基本とし、立ち止まって錦江湾、桜島への眺めや活きた港の活動を感じられる場所(たまたみ場口1~5)及び鹿兒島旧港施設の歴史的建造物等をつなぐ回遊性を確保する。	<input type="checkbox"/> 水際線のプロムナードやたまたみ場口1~5及び鹿兒島旧港施設の歴史的な建造物等をつなぐ回遊動線に関連する範囲ではないため、当該配慮事項は対象外 <input type="checkbox"/> 回遊性の確保 (具体的に、〇〇で確保している。) ※ () 内に具体例を記入すること。	添付資料- <input type="checkbox"/>	

景観への配慮事項適合チェックリスト(対象事業：)

項目	景観形成の配慮事項	事業者ご自身でご記入いただく欄 チェック内容 (各欄ごとにいずれか一つの口が■とならなければ「適合」となりません)	適 ・ 不 適 等
<p>(3) オープンスペース回遊性の確保</p>	<p>・マイアミ通り、朝日通り、みなと大通りから、ウォーターフロントパークや水際線のプロムナードをつなぐ回遊動線(めぐりの路)の連続性に配慮する。 ・また、立ち止まって錦江湾・桜島への眺めとともに、本港区エリアのまちなみや海への開放感、港の活動や市街地における活動を感じられる場所(たたずみの場□6～11)においては、ウォーカーガブルな空間や居心地の良い滞留空間を創出するとともに、オープンスペースを確保する。 ・なお、マイアミ通りからウォーターフロントパークに至るドルフィンポイント跡地内の回遊動線は、著しく回遊性を損なうことのないように配慮する。</p>	<p>□回遊動線の連続性 (具体的に、○○で連続性に配慮している。)※()内に具体例を記入すること。 □たたずみの場□6～11において、ウォーカーガブルな空間、居心地の良い滞留空間を創出し、オープンスペースの確保 (具体的に、○○でオープンスペースを確保している。)※()内に具体例を記入すること。 □マイアミ通りからウォーターフロントパークに至るDP跡地内の回遊性の確保 (具体的に、○○で回遊性を確保している。)※()内に具体例を記入すること。 □その他()</p>	<p>根拠資料 ○添付資料-</p>
<p>(4) 水際空間</p>	<p>・ウォーターフロントパーク及び水際線のプロムナードの回遊性を確保するため、ウォーターフロントパーク内に計画する建築物等は、配置・形状や空地の確保に配慮する。 ・また、単調な回遊動線とならないようにランドスケープの工夫を行う。</p>	<p>□ウォーターフロントパーク及び水際線のプロムナードに面しておらず、当該配慮事項は対象外 □ウォーターフロントパーク内の建築物等における配置・形状や空地の確保 (具体的に、○○で配慮している。)※()内に具体例を記入すること。 □回遊動線上のランドスケープの工夫 (具体的に、○○でランドスケープの工夫をしている。)※()内に具体例を記入すること。 □その他()</p>	<p>根拠資料 ○添付資料-</p>
<p>(5) まちなみ形成</p>	<p>・水際線のプロムナードとして、「鹿児島港発祥の地」の歴史を伝える赤灯台、歴史的石積み護岸、白灯台の保全・活用を図る。 ・居心地が良く快適な水際空間をつくるため、水際線のプロムナードに面する敷地の建築物等は、オープンスペース等を介し建築物内外が一体となった開放的な空間を確保する。</p>	<p>□水際線のプロムナードに面しておらず、歴史的建築物の周辺でもないため、当該配慮事項は対象外。 □水際線のプロムナードとして、歴史的建築物の保全・活用 (具体的に、○○で活用している。)※()内に具体例を記入すること。 □水際線のプロムナードに面する敷地等への開放的な空間を確保 (具体的に、○○で開放的な空間を確保している。)※()内に具体例を記入すること。</p>	<p>根拠資料 ○添付資料-</p>
<p>(5) まちなみ形成</p>	<p>・地区全体として、調和のとれた沿道景観を形成するために、沿道建築物の壁面後退や、オープンスペース・セミパブリック空間の充実などにより、賑わいを創出する。</p>	<p>□壁面後退やオープンスペース・セミパブリック空間の充実 (具体的に、○○で賑わいを創出している。)※()内に具体例を記入すること。 □その他()</p>	<p>根拠資料 ○添付資料-</p>

景観への配慮事項適合チェックリスト(対象事業：)

項目	景観形成の配慮事項	事業者ご自身でご記入いただく欄 チェック内容 (各欄ごとにいずれか一つの口が■とならなければ「適合」となりません)	根拠資料	適・不適等
(5) まちなみ形成	<ul style="list-style-type: none"> ・マイアミ通りからの回遊動線では、活気あるまちなみをつくるために、本港区エリア入口と、歩行空間の連続性を意識し、エリア内の建築物の低層部の機能や形態、外構の工夫を行うとともに、橋・デッキ等の活用により動線上の眺望に変化を与える。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> マイアミ通りからの回遊動線周辺ではないため、当該配慮事項は対象外 <input type="checkbox"/> マイアミ通りからの回遊動線では、エリア内の建築物の低層部の機能や形態、外構の工夫、動線上の眺望の変化 (具体的に、○○で工夫している。)※()内に具体例を記入すること。 	添付資料-○	
(6) 建築物等のファサード	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等のファサードについては、単調なデザインとならないよう分節化などによりメリハリのある壁面とし、さらに低層部のオーブンスペース化により圧迫感の軽減に努めるなど、回遊動線(めぐりの路)からのまちなみ景観に配慮する。 ・また、動線については単調とならない様、ランドスケープの工夫を行う。 ・公衆トイレ等は、周囲の景観と調和のとれたものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 建築物の壁面や屋上緑化、敷地内に緑地スペースを設置 (具体的に、○○を緑化している。)※()内に具体例を記入すること。 <input type="checkbox"/> その他() 	添付資料-○	
(7) 色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・色彩は、統一性や周辺との調和に配慮しつつ、個性を演出できるよう工夫する。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 回遊動線からのまちなみ景観への配慮 (具体的に、○○を工夫している。)※()内に具体例を記入すること。 <input type="checkbox"/> 動線について、ランドスケープの工夫 (具体的に、○○を工夫している。)※()内に具体例を記入すること。 <input type="checkbox"/> 公衆トイレ等の周辺景観との調和 (具体的に、○○を工夫している。)※()内に具体例を記入すること。 <input type="checkbox"/> その他() 	添付資料-○	
(8) 屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・本港区エリア内には屋外広告・貼紙等を、原則として設置しないものとする。 ・店舗名などの自家用広告物については、景観形成に留意し、色彩を抑え落ち着いた色使いとするなど、質の高いデザインとする。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 色彩における工夫 (具体的に、○○を工夫している。)※()内に具体例を記入すること。 <input type="checkbox"/> 屋外広告・貼り紙等は設置しない。 <input type="checkbox"/> 自家用広告物における質の高いデザイン (具体的に、○○を工夫したデザインとしている。)※()内に具体例を記入すること。 	添付資料-○	

景観への配慮事項適合チェックリスト(対象事業：)

項目	景観形成の配慮事項	事業者ご自身でご記入いただく欄 チェック内容 (各欄ごとにいずれか一つの□が■とならなければ「適合」となりません)	根拠資料	適・不適等
(9) 屋根・屋上	<ul style="list-style-type: none"> ・城山の斜面緑地や、市街地側の建築物などからの見下ろし景観、海上からの眺望を意識して屋根や屋上をデザインするとともに屋上の緑化に努める。 ・また、屋上などに設置される太陽光パネルは反射光に留意するように努める。 	<p>□ 屋根や屋上のデザイン、及び屋上の緑化 (具体的に、○○を工夫したデザインとしている。)※()内に具体例を記入すること。</p> <p>□ 太陽光パネルの反射光への留意 (具体的に、○○を留意している。)※()内に具体例を記入すること。</p> <p>□ その他()</p>	添付資料-○	
(10) 駐輪施設	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場・駐輪施設の設置にあたっては、樹木や花壇などによるバックアップゾーンの設置等、ランドスケープを工夫することにより、歩いて楽しめる様な空間となるよう努める。 	<p>□ 駐車場や駐輪施設は設置しないため、当該配慮事項は対象外</p> <p>□ バックアップゾーンの設置等、ランドスケープの工夫 (具体的に、○○を工夫している。)※()内に具体例を記入すること。</p>	添付資料-○	
(11) 夜間景観	<ul style="list-style-type: none"> ・本港区エリア内の夜間景観を演出するため、照明の工夫とともに夜間の賑わいの演出に配慮する。 ・鹿児島旧港施設の歴史的建造物等を活用し、落ち着きのある魅力的な夜間景観となるよう演出を工夫する。また、自家用広告物であっても、派手なネオンサインは設置しないものとする。 	<p>□ エリア内の夜間景観を演出するため、照明を工夫し、夜間の賑わいを配慮 (具体的に、○○を工夫している。)※()内に具体例を記入すること。</p> <p>□ 歴史的建造物等を活用し、落ち着きのある魅力的な夜間景観の演出 (具体的に、○○を工夫している。)※()内に具体例を記入すること。</p> <p>□ 自家用広告物のネオンサイン (具体的に、○○を工夫している。)※()内に具体例を記入すること。</p> <p>□ その他()</p>	添付資料-○	

景観への配慮事項適合チェックリスト(対象事業:)

項目	事業者ご自身でご記入いただく欄 チェック内容 (各欄ごとにいずれか一つの口が■とならなければ「適合」となりません)	根拠資料	適 ・ 不適 等
<p>景観形成の配慮事項</p> <p>・歩行者や利用者の安全性と快適性を高めつつ、その周辺のまちなみの特性に配慮した良好な景観の形成を図る。 ・歩行空間には、周辺の景観や歩きやすさに配慮した素材を使用する。 ・ガードレール・交通標識(法令に基づくものは除く)・信号・街路灯は、歴史・文化性を採り入れ、周囲の景観に配慮するとともに、個性ある景観づくりに寄与する様なデザインとするよう努める。 ① 標識類は、形状や色彩が周囲の景観を損なわないことを基本とする。 ② ・緑地・緑化 ③ ・緑地・緑化 ④ ・緑地・緑化 ⑤ ・緑地・緑化 ⑥ ・緑地・緑化</p> <p>(12)</p>	<p>□周辺のまちなみの特性に配慮 (具体的に、○○を配慮している。)※()内に具体例を記入すること。 □歩行空間の景観や歩きやすさに配慮した素材 (具体的に、○○の素材を使用して、景観に配慮している。)※()内に具体例を記入すること。 □ガードレール・街路灯等のデザイン (具体的に、○○を工夫して、景観に配慮している。)※()内に具体例を記入すること。 □標識類の形状や色彩 (具体的に、○○を工夫して、景観に配慮している。)※()内に具体例を記入すること。 □オープンスペースを設置し、快適性と開放感を確保 (具体的に、○○を設置して、開放感を確保している。)※()内に具体例を記入すること。 □街路樹は火山灰に強く、耐潮性のある樹種を基本 (具体的に、○○の樹種を使用して、地域特性に配慮している。)※()内に具体例を記入すること。</p>	<p>添付資料- ○</p>	
<p>イベントの緩和時</p> <p>(13)</p>	<p>□オープンスペースのイベント空間としての活用 (具体的に、○○を設けて配慮している。)※()内に具体例を記入すること。 □その他()</p>	<p>添付資料- ○</p>	
<p>その他</p> <p>(14)</p>	<p>□ユニバーサルデザインへの配慮 (具体的に、○○を行い、配慮している。)※()内に具体例を記入すること。 □多世代が楽しめる様な場の創出 (具体的に、○○を設けて努めている。)※()内に具体例を記入すること。 □設置物について、まちなみの美観を損ねない配慮 (具体的に、○○を配慮している。)※()内に具体例を記入すること。 □その他()</p>	<p>添付資料- ○</p>	